

# 和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図別冊

—埋蔵文化財保護の手引き—

和歌山県教育委員会

## 第2章 埋蔵文化財について

### 第1節 埋蔵文化財

埋蔵文化財とは、「土地に埋蔵されている文化財」(法第92条第1項)と定義されていますが、その対象は土地だけに止まらず、海底や湖底等の水中にあるものも含むと理解されています。他の文化財と異なり、文化財の種類による分類ではなく、埋蔵されているという状態により分類され、他の文化財と異なる制度により保護されています。

埋蔵文化財は、一般的には「遺構」と「遺物」で構成されています。

遺構とは、竪穴住居、掘立柱建物、土坑、溝等のように、土地に掘削され、土地と切り離すことが困難な特性をもつ過去の人間活動の痕跡を指します。

これに対し、遺物は、土器、石器、木製品、金属製品等のように過去の人間活動により使用された移動可能なものを指します。

そして、遺跡とは、遺構と遺物が存在する土地で過去の人間生活の空間を包括するものです。個別の土地の歴史や文化を考えるうえで、不可欠なものにもかかわらず、土地に埋蔵されている状態という特性から、一般的にその存在が知られているというものではありません。

なお、埋蔵文化財包蔵地は遺跡とほぼ同義とされていますが、包蔵地は遺跡の所在する可能性が高い土地として所在地図では図示され、周知に努められています。

なお、埋蔵文化財は、遺構・遺跡が国指定史跡や県指定文化財等として、遺物が国宝、重要文化財や県指定文化財等として、指定を受ける可能性がある貴重な文化財と位置づけられます。

埋蔵文化財の対象は、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」(平成10年9月29日付け文化庁次長通知、以下「H10年次長通知」という。)において、中世までに属す遺跡、地域にとって重要と認められる近世に属す遺跡並びに地域にとって特に重要と認められ

る近現代の遺跡が、対象とすることができるといふ原則が示されており、和歌山県でも市町村と協議のうえ、それらを埋蔵文化財包蔵地として取扱うこととしています。

### 第2節 埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財は、古墳、濠、城館等の一部の遺跡を除き、土地に埋蔵されていることが多いため、一般には地上から不可視で、周知されていないことも少なくなく、それゆえ今まで多くの埋蔵文化財が遺存してきたともいえます。しかしながら、近年のような高層建築物、地下構造物や造成などの大規模な開発行為により埋蔵文化財は破壊の危機に瀕しているのが現状です。埋蔵文化財は、土地と不可分であり一度破壊し、失われてしまうと二度と復原することはできないものです。

開発行為自体は、現代社会の生活に必要なものであり、埋蔵文化財を包蔵する土地も所有権や財産権の対象ですので、土地所有者の自由意志により開発・処分することは可能です。ただし、「貴重な国民的財産」と規定される埋蔵文化財が制限なく破壊されることを避け、可能な限り現状保存しつつ、後世に伝えていく必要があります。

そのため、現代社会の生活に必要な開発行為と埋蔵文化財の保護との調整を図る必要性があり、そのためには地域住民の方々の協力やその土地を所管する市町村教育委員会が重要な役割を担います。

### 第3節 埋蔵文化財の取扱い

#### 1 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知

現地表面から認識するのが困難な埋蔵文化財の所在を把握することが、埋蔵文化財保護の出発点となります。

埋蔵文化財の把握は、地表面での遺物の散布状況を調べる分布調査や試掘・確認調査のほか、伝承や口伝等や地形などのさまざまな情報を総合的に理解して行われています。また、埋蔵文化財は土地と不可分な特性がありますので、地域の住民およびその土地を所管

する市町村教育委員会が最も詳細な情報を得ることができます。そこで、和歌山県では県教育委員会と市町村教育委員会とが十分な協議を行ったうえで、埋蔵文化財を包蔵する可能性が高い土地を埋蔵文化財包蔵地として把握に努めるとともに、本書である和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図を刊行することにより、その周知化を図るとともに、さらにその範囲についても適宜見直しを図っています。また、一部の埋蔵文化財包蔵地では、住民の皆さんの負担軽減等を目的として、一定の要件を満たした場合、届出等を要さない地域として定めています(法第95条第1項、県条例第17条、県要綱第3条第2項)。

## 2 埋蔵文化財に係る法的手続き

以上のようにして周知が図られた埋蔵文化財包蔵地において工事等を行う場合は、法の規定に則り、法的手続きを行う必要があります。その他の埋蔵文化財に係る法的手続きを表3にまとめましたので、参照ください。

## 3 埋蔵文化財の保護と開発行為の調整

### (1) 事前協議

埋蔵文化財は一般的に不可視の状態であるため、開発行為の際に埋蔵文化財が発見されることがあります。その場合、工事の遅延・中止などの不測の事態が発生する可能性がありますので、そのような事態に備えるための事前協議が必要と考えられます。

開発計画段階で、開発予定地域やその周辺に国指定記念物、県指定文化財や埋蔵文化財包蔵地が存在するかどうかを、本書で確認する必要があります。また、開発予定地域が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない場合でも、大規模な開発の場合、埋蔵文化財の不時発見による工事の中断等や中断等による開発事業者の経費負担の増大をまねくことがありますので、そのような事態を防止するために、その土地を所管する市町村教育委員会等に事前に相談する必要があります。

### (2) 分布調査・試掘調査

事前に埋蔵文化財の有無を検討する場合、分布調査や試掘調査などが必要な調査と考えられます。

分布調査は、遺物の散布状況や地形について現地にて地表面を踏査するもので、試掘調査は「地表面の観察等からでは判断できない場合に行う埋蔵文化財の有無を確認するための部分的な発掘調査」を指します。

この分布調査・試掘調査は、開発事業者からの依頼に基づき、埋蔵文化財保護協議資料ならびに行政資料の整備の一環として原則的には文化財保護部局で費用負担のうえ実施するのが適当とされています(H10年次長通知)。

### (3) 法的手続き

埋蔵文化財包蔵地内において、法の規定に基づき届出(法第93条)ないしは通知(法第94条)された開発行為について、「和歌山県における発掘調査等を要する場合の取扱い基準」(平成19年3月29日付教育長通知)に基づいて、県教育委員会では概ね「慎重工事」・「工事立会」・「発掘調査」・「協議」の4つの指示を行っています。

慎重工事は、「遺構の状況と工事内容から、発掘調査、工事立会の必要のない場合」に指示されます。

工事立会は、「通常の発掘調査ができない場合及び工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが現地で状況を確認する必要がある場合」に指示され、地方公共団体埋蔵文化財専門職員が立ち会い、地層・遺構・遺物等についての必要記録を作成する等の必要な措置を講じます。

発掘調査には、先の試掘調査のほかに「確認調査」と「本発掘調査」があります。

確認調査は、「埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等までの概要までを把握するための部分的な発掘調査」を指し、「埋蔵文化財の範囲・性格・内容、遺構・遺物の密度、遺構面

の数と深さ等の状況を的確に把握」するために実施されることから、分布・試掘調査同様、原則的に文化財保護部局での費用負担のうえ実施されるのが適当とされています(H10 年次長通知)。

本発掘調査は、「現状保存することができないこととされた遺跡について」、国民的財産である埋蔵文化財の代替物として、その記録を保存するために行われる措置を指します。

本発掘調査は、「工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合」、「掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、(中略)埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合」ならびに「恒久的な工作物の設置により(中略)埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合」に必要となります。

また、本発掘調査は当該埋蔵文化財の現状保存が不可能となる原因となった開発行為の事業者に必要な最小限の経費負担を求めることとされています。その費用負担を求める範囲は、発掘調査作業に要する経費、出土文化財の整理等に要する経費、報告書作成費等とされており、埋蔵文化財が国民的財産であるため、遺跡の代替物としての記録作成作業である現地調査だけでなく、その記録を一般に公開・活用されるための整理、報告書作成までが本発掘調査として位置付けられているからです(H10 年次長通知)。

ただし、もっぱら個人の用に供するための住宅建築、零細企業のため費用負担を求めると困難な開発行為事業者や農業基盤整備事業等に係る農家負担分などの本発掘調査の費用は、原則として文化財保護部局側で経費負担することとされています。

#### (4) 保存協議

事前協議の段階だけでなく、埋蔵文化財の保存協議はどの段階でも調整が行われます。その基本的な方針は概ね以下のとおりです。

##### ① 現状保存

1) 開発予定区域からの除外

2) 開発予定区域内ではあるが、埋蔵文化財に影響のないと判断される用途、方法の採用

##### ② 記録保存

上記①の措置が困難な場合に行われる代替措置で、前記のとおり一部を除き原則的に原因者負担により実施

②記録保存の場合には、実施機関、発掘調査日程と開発行為日程のスケジュール、発掘調査記録や出土品の帰属などについて調整が必要となり、一定期間を要します。

また、記録保存のための本発掘調査を実施した場合も重要な遺構等が発見された場合には、再度協議を行うことがあります。

埋蔵文化財の保護と開発行為の調整については、8～11 頁にかけてフローチャートを作成しておりますので、開発計画作成の参考としてご活用ください。

#### 4 出土品の取扱い

不時発見又は発掘調査により発見された出土品は、発見日から7 日以内に警察署へ現品を差出す必要がありますが、現品写真を添付した埋蔵文化財発見届の提出により差出したとして取扱いを受けることができます。また、埋蔵文化財保管証を発見届に添付するとともに、県教育委員会へも提出する必要があります。

警察署は、差出された出土品が埋蔵文化財提出書を県教育委員会に提出します。県教育委員会は鑑査を行い、文化財と認定される場合は警察署長に通知します。

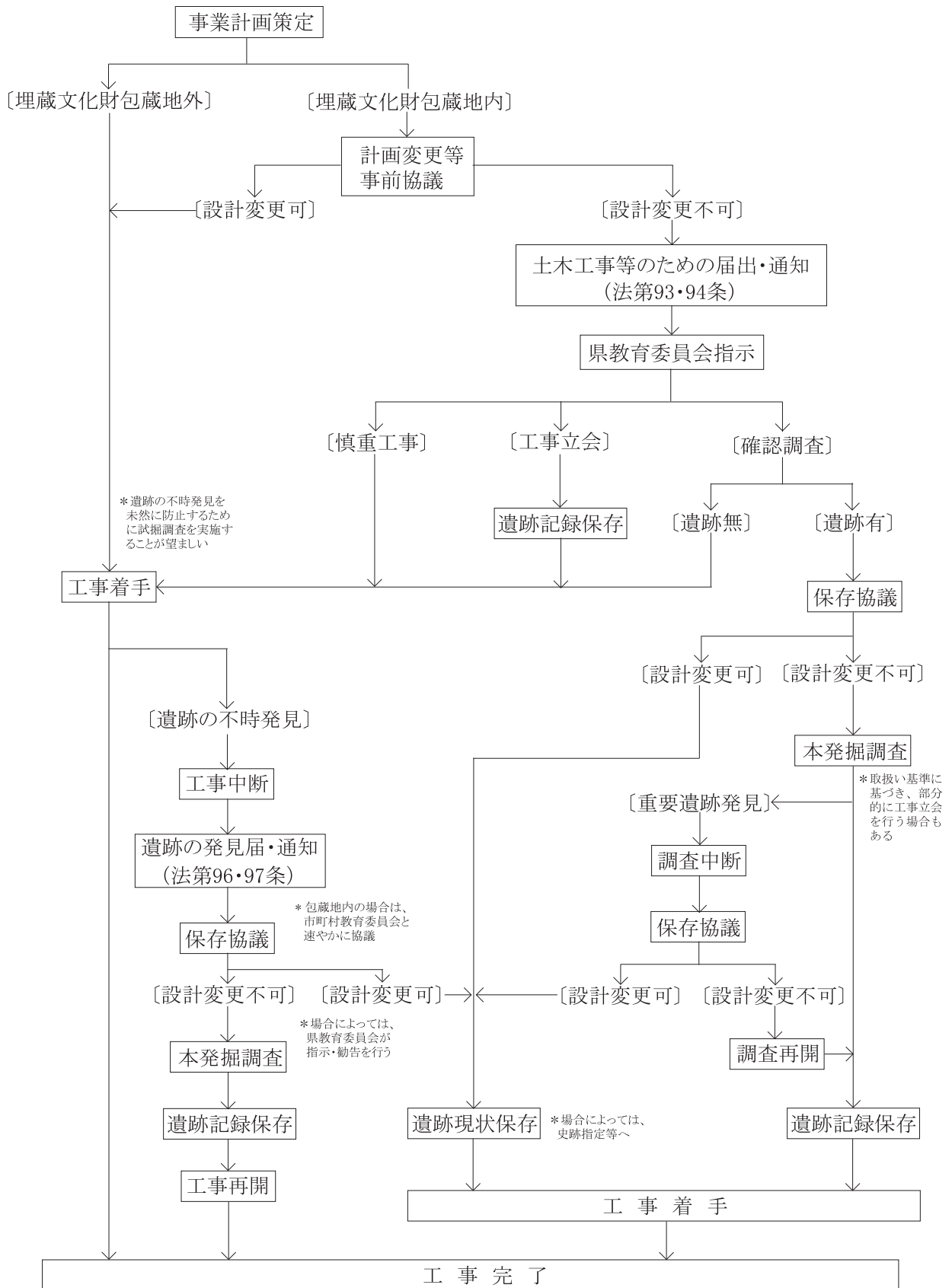
なお、中核市域内で発見された場合は、当該中核市教育委員会が鑑査を行うこととなり、さらに発見者が県または中核市教育委員会の場合は、埋蔵文化財発見通知によって発見届、鑑査を終えたとして取扱われます。

文化財と認定された出土品は、14 日間の警察署の公告の後、6 ヶ月経過しても所有者が不明な場合は、国の機関が発見した場合を除き、県に帰属することとなります(法第 105 条)。

県に帰属した文化財は、県が保有する必要性がある場合を除き、譲与することができます。文化財として認定を受けた出土品も国民的財産として位置付けられることとなりますので、出土地を所管する当該市町村教育委員会により、適正な管理のもと、多方面に公開・活用されることが望ましいと考えられます(12頁参照)。

表3 埋蔵文化財に係る法的手続き一覧

事項	手続	期限	根拠法令等
発掘調査	届出	着手30日前	・文化財保護法第92条 ・埋蔵文化財発掘届等に関する要綱第2条 (別記第1号様式)
周知の埋蔵文化財包蔵地内における土木工事等	届出	着手60日前	・文化財保護法第93条 ・埋蔵文化財発掘届等に関する要綱第2条 (別記第2号様式)
国の機関等が行う周知の埋蔵文化財包蔵地内における土木工事等	通知	事業計画策定段階	・文化財保護法第94条 ・埋蔵文化財発掘届等に関する要綱第2条 (別記第2号様式)
遺跡の発見	届出	現状を変更することなく遅滞なく	・文化財保護法第96条 ・埋蔵文化財発掘届等に関する要綱第2条 (別記第4号様式)
国の機関等による遺跡の発見	通知	現状を変更することなく遅滞なく	・文化財保護法第97条 ・埋蔵文化財発掘届等に関する要綱第2条 (別記第4号様式)
地方公共団体による発掘調査	報告	着手後速やかに	・文化財保護法第99条 ・埋蔵文化財発掘届等に関する要綱第2条 (別記第3号様式)
埋蔵物発見届	届出	発見の日から7日以内	・文化財保護法第101条 ・遺失物法第1条、第13条
埋蔵文化財保管証	提出	発掘調査終了後	・文化財保護法第92条の規定に基づく届出に対する付帯条件 ・各市町村教育委員会との合意事項



開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する主な流れ

# 和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図別冊

－埋蔵文化財保護の手引き－

平成19年3月31日

編集・発行 和歌山県教育委員会  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
印刷 白光印刷有限公司